

ひとり親家庭就業支援等の拡充について

1 拡充内容

(1) ひとり親家庭就業支援

自立支援教育訓練給付（平成28年4月1日より実施）

	現 行	変更後
助 成 割 合	訓練受講費用の2割	訓練受講費用の6割
助成金額の上限	100,000円	200,000円

高等職業訓練促進（平成28年4月1日より実施）

	現 行	変更後
支給期間の上限	2年	3年
対象資格の拡大	2年以上修学する資格	1年以上修学する資格
対 象 資 格	看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、二級建築士、木造建築士、栄養士	同左 追加資格 一級建築士、社会福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士、視能訓練士、調理師、製菓衛生師、義肢装具士、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師、歯科技工士、歯科衛生士

(2) 児童扶養手当支給事務

	現 行	変更後	実施
第 1 子	42,000円	42,330円	28年4月分
第2子加算額	5,000円	10,000円	28年8月分
第3子以降加算額	3,000円	6,000円	28年8月分

所得状況に応じて支給するため、上記の額は支給最高額。

2 周知方法

広報たいとう、区ホームページ、窓口チラシ